

【歯科保健医療推進計画】

令和5年度第2回口腔保健推進協議会における意見と対応

|   | 素案（案）の<br>該当ページ | 素案（案）の記載部分                         | 意見内容   | 事務局の考え  |
|---|-----------------|------------------------------------|--|---|
| 1 | p20、p28、p29     | 第2章（2）歯周病の予<br>防他                  | <p>&lt;口腔ケアという用語について&gt;</p> <p>歯科医師、歯科衛生士のどちらかが行う場合には「口腔衛生管理」や「口腔機能管理」のどちらかにした方が今の学術的な動向とマッチングします。歯科専門職が行うものも介護職が行うものも「口腔ケア」という書きぶりになっていますので学会の方向性と合わせて、用語を修正した方がよい。</p>  | <p>最新の学会定義では歯科専門職が行うもののうち、口腔清掃を含む口腔環境の改善など口腔衛生に関わる行為を「口腔衛生管理」、口腔の機能の回復及び維持・増進に関わる行為を「口腔機能管理」、歯科専門職以外が行うものを「口腔ケア」としていることを受け、歯科専門職が行うものについては「口腔衛生管理」「口腔機能管理」の表現に修正。</p> <p>（計画の内容に反映）</p> |
| 2 | p12             | 第2章（2）歯周病の予<br>防<br><数値目標>         | <p>&lt;12歳児で歯肉炎のある者の割合を減らすについて&gt;</p> <p>国と道では参考としている調査データが異なり、評価方法が異なることから指標として適さないと考えがいかがか。</p> <p>&lt;40歳以上における自分の歯が19歯以下の人を減らすについて&gt;</p> <p>各自治体においては、年齢調整の作業が煩雑になること、60歳代、80歳代でライフステージごとのデータをとっているため、特に必要の無い指標であると考えられるが検討ねがう。</p> | <p>御意見を反映し、指標を削除</p> <p>（計画の内容に反映）</p>  |
| 3 | p17             | 第2章（3）高齢期の歯<br>科保健医療の推進<br><現状と課題> | <p>&lt;フレイル予防に向けた「口腔・栄養」「身体活動」「社会参加」について&gt;</p> <p>介護リスクを高めるフレイル予防には「口腔・栄養」「身体活動」「社会参加」それぞれの予防が重要である」という記載があるが、それぞれの実践が重要であるということから、記載を修正すべき。</p>   | <p>それぞれに対し、バランス良く実践することが必要であるということから、「それぞれの予防」を「の取組」という記載に修正。</p> <p>（計画の内容に反映）</p>   |

|   | 素案（案）の<br>該当ページ | 素案（案）の記載部分   | 意見内容   | 事務局の考え   |
|---|-----------------|--|--|--|
| 4 | p18～p19         | 第2章（3）高齢期の歯<br>科保健医療の推進<br>＜具体的な取組＞<br>●保険者、市町村は…ウ | ＜オーラルフレイル予防に対する通いの場への医療専門職の派遣について＞<br>歯科計画であることを踏まえると、「歯科医療専門職」とすることがよいと思うが、多職種連携のうえ、歯科リードしながらできるようなこともあるため、「医療専門職」とするのか「歯科医療専門職」とするのか検討すべき。 | 市町村は通いの場等において口腔機能向上等に適宜努める必要があるが、必ず歯科医療専門職を派遣しなければならない法的根拠はなく、また、地域の社会資源の状況などを考えると派遣が難しい場合もある。しかし、適切な支援のためには歯科専門職の派遣が望ましいと考えられるため「歯科専門職等」と修正<br>(計画の内容に反映) |